四條畷学園短期大学　「障がい学生支援に関する基本方針」

目的・理念

四條畷学園短期大学（以下「本学」という。）は、「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づき、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に即して、修学支援、学生生活支援やキャリア支援など総合的な支援を行うものとする。これにより、本学に在籍するすべての学生が、障がいの有無に関わらず、公平に教育・研究に参加できるよう機会を確保、環境を整備するとともに、教職員が適切に対応するために必要な事項を定める。

(1) 支援対象

支援の対象となる学生とは、本学の入学試験を受験する者、および本学に在籍する者のうち、障害者基本法第2条第1号に定める身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害（以下「障がい」という。）がある学生、科目等履修生および外国人留学生とする。

*「障がい者手帳」の有無は問わない。ただし、診断書等を提出することを原則とする。

(2) 支援範囲

支援の範囲は、入学に関する事項、入学から卒業までの修学に関する事項、卒業後の就職、進学に関する事項とする。

(3) 支援体制

学生を支援する所轄の委員会等において、障がいのある学生のニーズ及び特徴に鑑みた支援内容や関連課題を検討する。

また、専門スタッフ（ICP在籍の公認心理師等）がアセスメント及び支援ノウハウの提供など情報提供に努める。

実際の支援は、障がいのある学生が履修する授業担当教員及び関係部署スタッフ等、全学の関係者が連携、協力して行う。

(4) 決定の過程

障がいのある学生に対する支援は、原則として学生本人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関連する部署が連携し、支援内容について合意形成を図る。

<窓口>

教員、事務室、学生支援センターの教職員が受付、対応する。

<対応フロー>

学生相談委員会の教員が中心となり、ニーズの確認等を行い、必要に応じて関係部署等と連携する。

※「合理的配慮が必要な学生対応フロー」参照

(5)合意形成

支援内容の決定に当たっては、学生本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で行う。

当該学生が単独で意思の表明が困難な場合は、専門スタッフによりニーズや配慮内容を明確にした上で、当該学生との合意形成を図る。

(6)合理的配慮の提供

学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、学生の権利・権益を侵害することのないよう、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮に努める。ただし、本学が「過重な負担」と判断したものについては、当該学生にその理由を丁寧かつ詳細に説明するものとする。また、一方的な通告に終わることのないように代替措置の提示などにより、双方の合意形成を目指して必要かつ十分な調整を行い、学生からの理解を得られるよう努めるとともに、学生の修学を必要かつ合理的な範囲で積極的に支援する。

〈本学の合理的配慮に含まれないもの〉

1)本学の教育活動の目的・内容・機能を損なう可能性のあるもの

2)物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約、および事務・事業規模の制約等によって実現が不可能なもの

3)本学の財務状況に照らして、負担が過大となるもの

4)その他、要請のあった支援が困難と判断されるもの

(7)施設・設備

障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるようキャンパスの環境整備に努める。

(8)研修・啓発

障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、学生・教職員に対し、必要な研修啓発を行う。

(9)情報公開

本学への進学希望者を含む障がいのある学生等に対し、障がい学生支援方針や相談体制等を公表する。

(10)改廃

本基本方針の改廃は、運営協議委員会の議を経て学長が行う。

附則

この方針は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。